

# 了鳥取県公報

平成18年9月26日(火) 号外第135号

每週火:金曜日発行

目 次

病院局管 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程 理規程

病院局管理規程

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年9月26日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

### 鳥取県病院局管理規程第8号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の施行に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第9号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

> 改正後 改正前

### (趣旨)

第1条 この企業管理規程は、鳥取県営病院事業の設 第1条 この企業管理規程は、鳥取県営病院事業の設 めるものとする。

(目的)

置等に関する条例 (昭和39年鳥取県条例第12号。以 置等に関する条例 (昭和39年3月鳥取県条例第12号。 下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定 | 以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を 定めることを目的とする。

# (療養の給付等及びその使用料の額)

第2条 条例第5条第2項ただし書の療養の給付等で│第2条 条例第5条第2項ただし書の療養の給付等で

# (療養の給付等及びその使用料の額)

企業管理規程で定めるものは、次の表の左欄に掲げ 企業管理規程で定めるものは、次の表の左欄に掲げ

る療養の給付等とし、当該療養の給付等に係る同項 ただし書の企業管理規程で定める額は、同表の右欄 に定める額とする。

療養の給付等	金 額
1 労働者災害補償保	11円50銭に診療報酬の告
険法 (昭和22年法律	示の医科診療報酬点数表
第50号) 第13条第1	又は歯科診療報酬点数表
項の療養の給付又は	による点数を乗じて算定
同法第22条第1項の	した額及び食事療養費等
療養給付	の告示に基づき同告示に
	定める食事療養及び生活
	療養の費用額算定表によ
	り算定した額に別に管理
	者が定める率を乗じて得
	た額
2 老人保健法 (昭和	診療報酬の告示に基づき
57年法律第80号) 第	同告示に定める医科診療
12条第5号の医療	報酬点数表又は歯科診療
(医療費の支給を除	報酬点数表により算定し
く。) 及び同条第5	た額及び食事療養費等の
号の2の食事療養	<u>告示</u> により算定した額
(医療費の支給を除	
く。) の給付	
3 自動車損害賠償保	15円に診療報酬の告示の
障法 (昭和30年法律	医科診療報酬点数表又は
第97号) の規定によ	歯科診療報酬点数表によ
る損害賠償の対象と	る点数を乗じて算定した
なる療養の給付等	額及び食事療養費等の告
(健康保険法 (大正	<u>示</u> に基づき同告示に定め
11年法律第70号) そ	る食事療養及び生活療養
の他の法律の規定に	の費用額算定表により算
よる療養の給付等を	定した額に別に管理者が
受ける場合を除く。)	定める率を乗じて得た額
I are a c	

# 備考

- 2 この表において「食事療養費等の告示」と は、平成18年厚生労働省告示第99号 (入院時 食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療 養費に係る生活療養の費用の額の算定に関す る基準)をいう。

る療養の給付等とし、当該療養の給付等に係る同項 ただし書の企業管理規程で定める額は、同表の右欄 に定める額とする。

療養の給付等	金額
1 労働者災害補償保	11円50銭に診療報酬の告
険法 (昭和22年法律	示の医科診療報酬点数表
第50号) 第13条第 1	又は歯科診療報酬点数表
項の療養の給付又は	による点数を乗じて算定
同法第22条第1項の	した額及び食事療養費の
療養給付	告示に基づき同告示に定
	める食事療養の費用額算
	定表により算定した額に
	別に管理者が定める率を
	乗じて得た額
2 老人保健法 (昭和	診療報酬の告示に基づき
57年法律第80号) 第	同告示に定める医科診療
12条第5号の医療	報酬点数表又は歯科診療
(医療費の支給を除	報酬点数表により算定し
く。) 及び同条第5	た額及び食事療養費の告
号の2の食事療養	<u>示</u> により算定した額
(医療費の支給を除	
く。) の給付	
3 自動車損害賠償保	15円に診療報酬の告示の
障法 (昭和30年法律	医科診療報酬点数表又は
第97号) の規定によ	歯科診療報酬点数表によ
る損害賠償の対象と	る点数を乗じて算定した
なる療養の給付等	額及び食事療養費の告示
(健康保険法 (大正	に基づき同告示に定める
11年法律第70号) そ	食事療養費の費用額算定
の他の法律の規定に	表により算定した額に別
よる療養の給付等を	に管理者が定める率を乗
受ける場合を除く。)	じて得た額

### 備考

- 1 略
- 2 この表において「食事療養費の告示」とは、 平成18年厚生労働省告示第99号 (入院時食事 療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関 する基準) をいう。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。